

## 特定建設作業等実施届出に必要な書類

1. 特定建設作業実施届書（騒音・振動）
2. 付近見取図（住宅地図等で構いません）
3. 工事工程表（特定建設作業の工程を明示したもの）
4. 作業場の概略図
5. 使用機械のカタログコピー

以上5点を、特定建設作業を開始する日の7日前までに環境政策課（熊谷市役所江南庁舎2階）へ2部（正・副）ご提出ください。

メールにより提出を希望される場合には、

[kankyoseisaku アットマーク city.kumagaya.lg.jp](mailto:kankyoseisaku@city.kumagaya.lg.jp) へ必要書類を添えて送信ください。（アットマークを@に変換してご利用ください）

また、使用する機械及び作業の内容によっては**振動規制法に基づ**  
**く届出**も必要になりますので、ご確認をお願いいたします。

旧妻沼町地内で工事を実施する場合は、**妻沼庁舎地域振興係への提出となりますので、ご注意ください。**

なお、既に工事が着工済であり届出が未提出であった場合には、遅延理由書（任意様式）の提出を併せてお願いいたします。

熊谷市 環境政策課 公害対策係  
電話 048-536-1548